

公共的意識と立法権の偶然性 —ヘーゲル国家哲学における議会と政治的生活の偶然性—

Public Consciousness and Contingency of Legislative Power ;
Contingency of Political Life and Parliament in Hegel's philosophy of Law

大 藪 敏 宏
OYABU Toshihiro

国家哲学における偶然性について、ヘーゲル法哲学における立法権をめぐる偶然性の問題を取り上げる。議会における立法権の行使と市民社会の公共意識との関係、議会と官僚機構や公共の福祉との関係ならびに上下両院の使命、公共性における特殊性と普遍性との推理的連結の構想、政治的生活における選挙と世論の偶然性等々について、どのような偶然性の哲学が展開されたかを解明する。そうした公共哲学の文脈において、法哲学の体系性の偶然性が顕現するシンギュラリティ(特異点)と、その公共性の推論を支える「総体性」の論理学との連関に注目する。こうした連関の中で「公共的な福祉と理性的な自由との保証」ならびに「言論・出版の自由」をめぐる偶然性の問題の解決が図られる体系性の問題点を明らかにする。

キーワード： 議会、選挙、世論、言論・出版の自由、公共の福祉、大衆民主主義

1. はじめに—公共的生活の偶然性をめぐる公共哲学の圏域—

社会的生活の場面における多岐に渡る偶然性の局面に関する哲学史上前例をみない網羅性をもって体系的とも言えるような考察をしてきたヘーゲルの法哲学体系は、第一部「抽象法」から第二部「道徳」を経て第三部「人倫」第二章「市民社会」までの偶然性に関する体系的哲学の包括的一貫性が第三部第三章「国家」において崩れ、特に君主主権における社会哲学上の偶然性について例外的な特権的権能を承認するという例外的非一貫性を体現するシンギュラリティ(特異点)を示すということが、明らかになってきた。

つまり、君主権の偶然的意志と国家主権の現実存在との関係、君主の恣意つまり偶然的意志と最高審議職との法的ならびに社会的関係における偶然性の問題、王位の自然的世襲制の偶然性における例外性が明らかとなった¹⁾。また、執行権と司法権とが分節化していく世界史的近代化の中で、法典主義の近代化とともにモンテスキューやカントの三権分立論をヘーゲルは改変しつつ、立憲主義の中でなお啓蒙専制君主の大権判決を擁護するという非合理性の中で、公務員人事にお

ける偶然性の問題、統治における市民的利益の調整や統治権の偶然的恣意的濫用における法哲学上の偶然性の問題等々について、「総体性の三契機」の論理学との関連におけるヘーゲルの例外的非一貫性の法哲学上の問題も明らかになってきた²。

本稿では、立法権をめぐる偶然性の問題について、特に議会における立法権の行使をめぐる市民社会の公共意識との関係における偶然性と官僚の優位の問題、政治生活の偶然性と上院の自然性と下院の偶然性、選挙と世論の偶然性ならびに言論・出版の自由、さらに公共の福祉との関連について、ヘーゲルがどのような体系的哲学的理解に至ったのかを、明らかにしたい。

2. 議会の使命と公共的意識—公共の福祉をめぐる議会の偶然性と官僚の優位—

立法権の要素を構成する議会の使命は「多数の者(Vielen)の見解と思想という経験的普遍性としての公共的な意識(öffentliche Bewußtsein)をそこで実存にもたらす(zur Existenz komme)こと」(S.469, 301節本文557頁)である³、とヘーゲルは書いている。ところがその注解においてヘーゲルが強調していることは、議会に顕現する「公共的な意識」は欠陥に満ちたものであって、この公共性の顕現に関してすら議会の代議士は統治権の官僚に劣るということである。それは、「最高の国家官吏が、国家の諸機構や欲求の本性に対してより深くて網羅的な洞察を必然的に有するとともに、この仕事のより大きくなった器用さと習慣も必然的に有し、議会の集会があっても最善をなすはずだが、議会なしでも最善をなすことができる」(S.469, 301節注解558頁)というヘーゲルの注解に端的に現れている。このようなヘーゲルの官僚優位の見解から、官僚の統治権執行における偶然性や不当性に対する議会の代議士による監視にしても、「添加物(Zutat)」(S.470, 301節注解558頁)のようなものにすぎないと貶められている。しかし、議会の代議士よりも国家の最高官吏の方が「より深くて網羅的な洞察を必然的に有する」というヘーゲルの注解は無媒介直接に断定されているだけであって根拠が一つも示されていないという点において(副次的には今日の先進国において指摘されている官僚機構の肥大化にともなう様々な国民益ならびに国益つまり公共益の阻害現象の観点からも)、根拠薄弱ということが出来る。少なくとも国家の官僚が「議会の集会があっても最善をなすはずだが、議会なしでも最善をなすことができる」というヘーゲルの見解を支持する根拠を発見できる人は、今日においてほとんど見いだすことは出来ないであろうと思われる。公共の福利に関して議会の方が官僚よりも把握しているという見方に対しては、ヘーゲルは「政府に悪い意志またはより少ない善い意志があると前提する賤民(Pöbel)の観点」(S.470, 301節注解559頁)と断定して、「議会には、普遍的利益の犠牲のうえに特殊的利益のために自分の効力を行使する傾向があるのではないか、という反訴」(S.470, 301節注解559頁)をくろうことになる、と書いている。しかし少なくとも現代日本で問題化していることは、行政(官僚)は普遍的利益をだしにして官吏達自身の特殊的利益のために自分の権力を行使する傾向があるのではないかという批判の反訴または逆振じであって、それが官僚の天下り先確保のための特殊法人の増大に対する反訴という問題であり、ヘーゲルの法哲学の文脈や用語法から言っても現代日本の「特殊法人」とは真に見事に適切な命名ということになる。

「公共的な福祉と理性的な自由との保証(eine Garantie des öffentlichen Wohls und der vernünftigen Freiheit)」に関しては、議会とともにさまざまな「国家諸制度」がその保証となっ

ているとヘーゲルは注解し、この「諸制度には、君主の主権、王位の世襲、裁判制度などがある」と書いた上で、「これらの制度(Institutionen)のうちにはこの保証(Garantie)が議会におけるよりもはるかに強い度合いで存在しているのである」(S.470f,301節注解559頁)と注解している。しかしこの注解もまた直接無媒介に断定されているのであって、根拠が一つでもそこで提示されているわけではない、という点において根拠薄弱の嫌疑が生じることになり、後のヘーゲル左派から始まるヘーゲルの法哲学への批判の原因を形成することになる。ここで具体的で現実的な根拠を提示しないで無媒介直接的に議会の偶然性を断定する点は、これまでのヘーゲル法哲学における偶然性の考察の仕方とは一貫性を欠くものである⁴。

さらにこの301節注解末尾では、議会の概念規定をめぐってその「総体性(Totalität)」の「理念」は「哲学的見地から出てくる」とのみ注解しているために、ヘーゲル左派はその「哲学的見地」そのものに対する批判を強めて「哲学」そのものの権威を失墜させることにつながった。20世紀においてはこのヘーゲル的な「総体性」の論理を残存させたK.マンハイムの知識社会学が依拠した「相関主義」に対して、T.アドルノが「全体」優先の発想として批判することになる⁵。

しかし、ヘーゲルにあってはこの「総体性」の論理が、有機組織性と結びついている。つまり「有機的であるとは総体性の中へ取り入れられているということであり、議会的な要素が自らを有機的であるという証明をするのは、ただ媒介の機能(die Funktion der Vermittlung)によるのみである」(S.472, 302節注解560頁)。こうした国家の総体性と有機組織とが結びついている背景にあるのは、また序文冒頭に登場した「論理学的精神」である。この「論理学的精神」は、ここでは次のような「最も重要な論理学的洞察」として叙述されている。——「対立の中にあるものとして一方の極の位置をもつある規定された契機が、同時に媒辞(Mitte)でもあるということを通じて、存在することをやめて有機的契機であるということは、最も重要な論理学的洞察である」(S.472, 302節注解560頁)——。こうした「論理学的洞察」こそが、ヘーゲル哲学をシェリング哲学から分かち重要な哲学的岐路となるものなのだが、それにもかかわらず、この論理的洞察が国家論においては必ずしも首尾一貫した形で貫徹していないようなのである。具体的には302節では議会は個人に解体した国民と政府との「媒介機関」と位置づけられているところで、この議会の媒介の機能に関して、一方で「君主権がたんなる支配権力や恣意として現象することがないようにする」(S.471, 302節本文560頁)とともに、他方で市民社会を形成する諸個人の特殊的利益の追求が「孤立」したり「集団的暴力」へと暴走したりすることがないようにする、とされるところにその非一貫性が現れている。つまり、ここで君主権の恣意性の問題つまり君主権の意志の偶然性の問題が取りあげられて、これに対して議会の「媒介の機能」がはたす役割が意味をもつのである。ところがこの「君主の恣意性」の問題がここ(S.471, 302節本文560頁)で取りあげられているということは、「恣意によって動かされないもの」というこの理念が、君主の尊厳性をなす」(S.452, 281節本文538頁)とか、あるいは「君主の制限されない恣意」(S.455, 283節本文542頁)といった叙述とは矛盾していることになるのである⁶。特に君主権にまつわる総体性の論理のこうした非一貫性が、ヘーゲルの弁証法論理学そのものへの信頼性を傷つけて、ヘーゲル左派以降のヘーゲル弁証法に対する根本的な修正を呼び起こすことになったと思われる。

3. 立法権における恣意と私見の偶然性—政治生活の偶然性—

3.1. 政治生活の偶然性と上院の自然規定性による対応

こうした公共性への洞察における官吏の議会代議士に対する優位性というヘーゲルの議論のもとになっているのが、ヘーゲルの独特の身分論と思われる。ヘーゲルの国家体制論は、基本的にこの独自の身分論に基づいている。ヘーゲルの議会もまた、人民ないし国民を土台にした国民議会ではなく、身分を土台にした議会である。「統治の務め」に従事するのが「普遍的身分」とされるのに対して、立法権の中の議会という要素において政治的な意義をもつのは「私的身分(Privatstand)」とされている。これでは、普遍的な公共性への洞察における官吏と議会代議士との間の勝負は初めから決まっているとも言えるような規定かもしれない。

そしてこの私的身分が、「実体的関係を基礎にした」実体的身分つまり農業身分と、「特殊的欲求とこれを媒介する労働とを基礎にした」反省的身分つまり商工業身分との二つの身分に分類されるのに応じて、前者の身分に対応する上院と後者の身分に対応する下院との両院制の構成を議会はとることが説明される。この身分に立脚した国家論や議会論の構成が、仲間集団というかたちをとった共同体に組織された市民社会における「市民生活」と国家における「政治生活」とをヘーゲルが関連づけようとした方法である。こうした構成の背景にあるのが、アトム化した個人の「定形のない塊」である「人民」とか「国民」というのは「定形のない塊」であるから「原始的で没理性的で粗野で恐るべきものである」(S.473, 303節注解562頁)という欧州ではE.パークにも代表され一般的とも言える社会観である⁸。だからヘーゲルはこうした無定形な「人民」を、すでにある「身分」を軸にして定形化した上で、こうした「市民生活」と「政治生活」とを関連づけようとするのであるが、そうすることによって政治生活の偶然性の問題を回避しようとしているのである。このヘーゲルの狙いは、次の箇所に向うことができる。——「先の内輪仲間というかたちで手近にある共同体、それが政治の場へ、すなわち最高の具体的普遍性の立場へ入ってゆく場合に、また多数の諸個人に解体するという表象は、まさにそれによって、市民生活と政治生活(das bürgerliche und das politische Leben)とを互いに分離して、後者の政治生活をいわば空無化する。というのはこのような見方ならば、政治生活の基盤はただ、恣意と私見との抽象的個別性、それゆえに偶然的なものにすぎず、即自かつ対自的に堅固で正当な基礎ではなくなるだろうからである」(S.474, 303節注解562頁)——。このようにして議会とは「政治的身分としての議会」(S.474, 304節本文563頁)であって、「市民社会の身分」(S.474, 303節注解563頁)に土台をもったものとして市民社会との連続性を保証されている。しかし市民社会との連続性があるからこそ、そこには「恣意と私見との偶然的なもの」(S.474, 303節注解562頁)が残存して、「恣意によって動かされない」とも言われたことのある「君主制的原理一般に対立する経験的普遍性という極の抽象的立場」(S.474, 304節本文563頁)を現すことにもなる。

このような形で議会の審議において登場する恣意と私見との偶然性の問題を、ヘーゲルは取りあげて解決しようとする。この偶然性の問題を解決するためのロジックもまた、先ほどの「総体性」(S.472, 302節注解560頁)の論理学である⁹。つまり対立する一方の極自身がそれと同時に「媒辞」にもなることによって「有機的契機」となるという論理である。だからここでは、議会の土

台となる身分のうちの「実体的身分」が媒介の「媒辞」を担うことになる。というのは、この実体的身分つまり農業身分は「自然的人倫の身分」であり、この「自然規定をこの君主の要素と共有している」(S.475, 305節本文564頁)からである。つまり既に見たように君主もまた自然的世襲であったように¹⁰、土地貴族もまた長子相続という自然的な世襲財産をもっていたからである¹¹。

上院が君主制と共有したこうした自然規定性が、議会審議における「恣意と私見との偶然的なもの」に対する歯止めとなるという考え方は、このようにして長子相続の下での土地貴族身分の資産の安定性が「生業や利益欲の不安定と占有一般の変わりやすさ」(S.475, 306節本文564頁)から独立しているという考え方に対応している。つまり偶然性に左右されやすい「商工業の不安定」に対する長子相続の下での世襲財産の安定が、議会審議における「恣意と私見との偶然的なもの」に歯止めをかけて審議の安定と君主権との媒介をもたらすという対応である¹²。こうしてヘーゲルが農業身分における長子相続制度を評価するのはこのような観点からであり、したがって講義ノートによれば「この長子相続権の制度が望ましいのはただ政治的顧慮からだけである」(S.475, 306節補遺564頁)と補足して、この制度には長子以外の子どもたちの「犠牲」が伴うということにも配慮して「政治的目的のために払われる厳しい犠牲」(S.476, 307節本文565頁)とまで指摘している。だからこのような「政治制度がないところでは、長子相続権の設定と助長は、私的権利の自由に掛けられた鎖以外のなにものでもない」(S.475, 306節補遺565頁)と講義で補足されているのだが、こうした形で長子相続制度を政治的観点から評価するのも、根本においては「心術と資産との間には相対的に必然的な連関(Zusammenhang)がある」(S.475, 306節補遺564頁)というヘーゲルの現実的な洞察があるからである。このヘーゲルの洞察に対してはフーコーなら生の政治学と批判するであろうが、安定した資産の裏付けのないところで安定した心術が確保されるということは例外でしかなく通常状態ではありえない¹³。

そしてこうした「政治的目的」があるからこそ、この実体的身分を土台とする上院の構成にあっては「選挙という偶然性なしに、出生によって」(S.476, 307節本文565頁)権限を与えられることになっている。こうして市民社会における資産の偶然性、恣意と私見との偶然性、選挙の偶然性といった社会的偶然性の問題が、君主の世襲制や土地貴族の世襲財産の問題と連関して首尾一貫した議論によって展開されていることになる。こうしてこの実体的身分つまり農業身分は、「両極の主観的な恣意つまり偶然性の間にあって、確固たる実体的立場を有している」(S.476, 307節本文565頁)ことになる。ここまでは偶然性に関する一貫した叙述とすることができる。ただしここで「両極」というのが「君主」と下院ないし市民社会であることを考えると、ここでも君主には「主観的な恣意つまり偶然性」があることを認めていることになり、ここでもまた「君主論」においてヘーゲルが前提していた偶然性の排除という仮説を自ら否定していることになり、議論の一貫性に疑義が生じている。

3.2. 下院における偶然性の権利と民主制批判

しかし偶然性論における体系の一貫性への疑義にもかかわらず、こうした身分の特性を媒介にした議会論の考え方は、商工業身分を土台とする下院論においても貫かれている。その結果として下院の代議士の選出も一般的な平等な普通選挙によるのではなく、地方自治団体や職業団体ご

とに分節化して代議士の選出を行うことになっている。ここではヘーゲルは民主制を批判しているが、それは「特殊な内輪の仲間へと分節化された全体」として「具体的な国家」(S.477, 308節注解567頁)を構想しているからである。というのもヘーゲルは、特殊な身分に具現された特殊性で満たされている普遍性を、空虚ではない充実した具体的普遍性と考えているから¹⁴、職業団体や地方自治団体といった特殊な中間団体を媒介として普遍性を構想しているからである。これにたいして、こうした特殊な団体の「政治的な連関」(S.476, 308節本文566頁)を媒介としないで一般的な平等普通選挙による民主制は、こうした特殊な媒介項を経由しないから抽象的で空虚な「理論」(S.474, 303節注解563頁)と見なされているのである。しかしこうした伝統的にかつ具体的に形成されてきた中間団体を近代的な統一国家の主権と媒介するための時間的余裕を与えられないままに近代化を強いられ、その近代化に遅れると直ちに欧米列強の植民地となることを免れないという状況下に置かれたアジア・アフリカ地域には、こうしたヘーゲルのような法哲学の構想を実現する時間的余裕も、伝統的な共同体を近代的な主権へと媒介する現実的な条件の確保も困難であったといわざるをえない。またそうした主権へと接合すべき伝統的な共同体そのものが存在しなかった米国の場合にも、また違った意味においてヘーゲルの構想したような条件はなかった¹⁵。したがってここでヘーゲルが書いているのは、一般的な国家構想というよりも当時のドイツの状況に根ざした当時のドイツのための社会デザインであったというように考えた方がいいと思われる。地域的特殊性や時代的特殊性から切り離された抽象的な一般的国家理論を、ヘーゲル哲学は構想しているのではなく、それゆえに自らの哲学が「時代の子」(S.26, 序文171頁)であるということをも明確化してもいたのである。

303節注解や308節注解などで展開されている「民主制」「理論」への批判に対しては、むしろ立法権をめぐる国民の参政権と納税の義務が展開された299節が参考になる。国民が国家から享受する利益とは逆に、国民が国家に務めとして履行するものは兵役の義務を別とすれば納税の義務だけということになる。国民と国家との具体的な結合を考えるのであれば、国民は各人の特殊な技能や才能に応じて「特殊な務め」を負うことになるはずである。しかし、こうしたプラトンの『国家』におけるような「特殊な諸身分への配置」(S.467, 299節注解556頁)に対しては、「主体的自由の原理が欠けている」(S.467, 299節注解556頁)とヘーゲルは批判している。これに対して近代的な貨幣による納税とは「心術と結びついている生きた資産の直接的な提供を要求するのではなく、貨幣として現象する一つの資産のみを要求することである」(S.467, 299節注解555頁)。ここで「貨幣は、その他の諸資産と並ぶ一つの特殊な資産ではなくて、その他の諸資産全般の普遍的なものである」(S.467, 299節注解555頁)という後世のマルクスの『資本論』にも通じるような貨幣論を展開した上で、この貨幣的普遍性にもとづいて「量的規定が可能になり、それゆえに履行すべき提供の公平と平等が可能になる」(S.467, 299節注解555頁)として、国家への務めをプラトンのように「特殊な諸身分への割り当て」とすることを斥けている。こうしてドイツなどのような中部欧州のような条件が整っていなかったアメリカ大陸やアジア・アフリカ諸地域においては、ヘーゲルの民主制批判は、立法権冒頭の享受と務めで貨幣納税の普遍性を承認した論理によって内在的に克服されるという可能性がありえたといえることができるだろう。こうした貨幣納税の普遍性の論理を立法権における議会の構成に適用される可能性がもっと積極的に展開されれば314節の叙述と結びついて民主制への展望もヘーゲルの法哲学から出てくる余地がある

ことになるが、ヘーゲル自身はそうした伝統的な共同体との連続性と切れたかたちでの民主制への展望をむしろ抽象論と考へて展開せず、当時のドイツの状況に根ざした社会デザインを展開したのである¹⁶。

下院により多く現象しやすい偶然性に関して、ヘーゲル自身は、市民社会における偶然性に左右されやすい商工業身分に根ざした下院は「特殊なものに向けられた関心や営みに根ざして、そこでは偶然性や変動や恣意がその権利を発揮する(wo die Zufälligkeit, Veränderlichkeit und Willkür ihr Recht sich zu ergehen hat)」(S.479, 310節注解569頁)ということを確認している。その上で、この偶然性にも関わらず、下院が普遍的な目的に参与する心術の保証についても、上述の地方自治団体あるいは職業団体における管理職を経験することによって公共的な心術が習得されるのだというかたちで保証しようとしている。

3.3.選挙の偶然性と大衆民主主義の偶然性

しかし他面で「選挙という偶然性」(S.476, 307節本文565頁)という叙述に示唆されている一般的な普通選挙の偶然性とか下院により偶然性が多く現象しやすいといった事柄など、選挙と下院における偶然性へのヘーゲル哲学の注目の背景にあるのは、既に述べた自然性に規定された実体性を帯びた農業部門以上に偶然性に左右されやすい「商工業の不安定」のほかにも、もう一つある。それが示唆されているとも読み取ることができるのが、あらためて選挙の偶然性と代表選出の社会哲学が展開されている311節である。

そもそも選挙だけでなく多数決による決定も含めて投票による決定方式に偶然性が働くということ自体は、ヘーゲルだけでなく今日の多くの政治学者も認めるところであろう。だから投票を含めた多数決による決定の理論は、その多数決による決定が可謬的であるということをもっと前提として、ただ一度の多数決決定の無謬性を明確に否定して、むしろ何度か中長期的に投票や多数決をやり直すことを前提として、その中で誤った決定を修正する可能性を保障して漸進的に決定の誤謬から脱出する方策を制度化したものということができる。これに対して、ヘーゲルの選挙の偶然性への批判的検討は、そうした幅を持った時間軸の中での偶然性の調整という中長期的な観点を含んでおらず、身分という中間項的な枠組みに特殊と普遍との媒介項の役割を担わせることによって、こうした偶然性の問題の調整を図ろうとしているということができる。その意味では、前者のような多数決理論が短期的な偶然性の余地をむしろ前提として是認するのに対して、ヘーゲルの社会哲学は短期的な偶然性の余地を調整しようとして議会制度の構成を考えているという特徴があると言えるであろうし、半面で短期的にのみ問題を解決しようとしているという点では性急な議論とも言えるかもしれない¹⁷。ここでヘーゲルは珍しく、どちらかといえば無時間論的な静学的政治力学による解決に傾いており、『精神現象学』等でも顕著な最も得意とした中長期的な時間軸の中での人間(理性)の意識の(失敗の)経験の動学的成長理論を展開していない。このようにむしろヘーゲル哲学らしさの後退に、偶然性をめぐる体系的破綻の要因が示唆されているのかもしれない。

先ほど言及した311節では選挙の偶然性の問題を、ヘーゲルは批判している。——「束縛なき無規定な選挙という表象においては、この重要な事情がただ偶然性だけにゆだねられている」

(S.480, 311節注解570頁)——。既に見たようにヘーゲル自身は身分代表からなる議会を構想しているから、ここで「束縛なき無規定な選挙」というのはこのような身分団体や職業団体による媒介を経ない代表選出方法つまり一般的な無規定の普通選挙を指している。ここで代表選出が「市民社会のさまざまな職業団体を出発点にして、そして抽象や原子論的表象によって(durch Abstraktionen und die atomistischen Vorstellungen)妨げられないならば」(S.480, 311節本文570頁)、代表選出の主旨が充たされるとヘーゲルは書いている。ここから読み取られることは、選挙や下院の偶然性の背景にある原因が市民社会における個人のアトム化であるというヘーゲルの社会哲学的洞察である¹⁸。この市民社会における個人のアトム化に対する歯止めが、身分を基軸とする職業団体や地方自治団体などの「市民社会のさまざまな団体」であり、したがって議会への代表の選出もこうした中間団体を中間項ないし媒介項としてなされる限りで選挙の偶然性の問題は調整できるとヘーゲルは考えたと思われる。こうしたヘーゲルの洞察は次のような叙述によっても裏付けられる。——「代議士が代表者と考察されるということがひとつの有機的理性的意味をもつのは、代議士が個別者からの代表者とか任意の多数者(Menge)からの代表者ということではなくて、社会の本質的な各領域の代表者であり、その各領域の大きな利益の代表者であるときだけである」(S.480, 311節注解570頁)——。そしてさらにアトム化した大衆の選挙による代表者つまり「多数者からの代表者」における問題点として、次のように大衆選挙の偶然性が指摘されている。——「多数の個別者を通じた選挙についてなお付言できることがあるとすれば、特に大きな国家においては必然的に多数の票の中で自分の投票は無意味な効力しかないとみなして投票への無関心が生まれ、この投票権の資格の価値がどれほど高いか評価されようと、彼らは投票に現れないということである。——その結果このような制度からはむしろ、その趣旨とは逆のことが生じ、選挙は少数者や党派の権力下に落ち、こうして本来まさに中立化されるべきはずの特殊的で偶然的な利益の支配下に落ちることになる」(S.481, 311節注解570頁)——。こうした大衆選挙の偶然性の一例として、ワイマール憲法下の1932年ドイツの総選挙におけるナチス党の大躍進も挙げられうるとすれば、こうしたヘーゲルの民主制や一般的な無規定の普通選挙の偶然性問題に対するヘーゲルの両義的な批判的考察は、ナチスと厳しく対峙した後のフランクフルト学派第一世代による大衆社会批判の先駆となる側面をももっていたとも指摘できるであろう¹⁹。

こうした偶然性に左右されやすい大衆民主主義へのヘーゲルの警戒心は、議会の審議における「その場の気分や瞬間的な刹那的雰囲気偶然性や投票による多数決が引き受けがちな偶然性」(S.481, 313節本文571頁)という叙述にも明らかであり、ここではヘーゲルは一院制ではなく二院制によって、この偶然性の問題を調整しようとしている。ただここでもこの「多数決が引き受けがちな偶然性」という叙述に注目すると、既に見たように道徳的意志の決定や多数決による決定にも偶然性を認定するヘーゲルが、君主の決定にのみ偶然性を認定しなかつたり認定したりという不整合があるのは不可解というか、「決定」をめぐる偶然性の社会的現象の考察に君主権においては首尾一貫性がないのではないかという疑義がやはり生じるのである。

3.4.世論ならびに言論・出版の自由の偶然性と福祉行政の偶然性

大衆の登場というのは社会思想史の一般的な見方では19世紀後半に位置づけられていて、ヘー

ゲルの法哲学の時代においてはこうした大衆民主主義におけるさまざまな偶然性という問題は必ずしも明確な形をとって問題化していたとは言い難いかもしれないが、ヘーゲルの法哲学をこうした大衆民主主義に対する先駆的な考察の一例とみなすこともできるかもしれない。316節以降においてはこうした問題が、言論の自由や世論の問題として取りあげられることになる。言論の自由が確保される中では、やがて「世論」の中から自分独自の「私見〔意見〕」を「自慢」するという意志表示の行動様式が跳梁するようになることをヘーゲルは予想して、この「私見の偶然性」を次のように分析している。——「私見の全ての偶然性、その無知と本末転倒、誤った知識と判断が登場する。その際に大切なのは、観点や知識の独自性の意識であるから、その私見の内容がより悪いほどより一層独自性があることになる。というのは、悪いものはその内容において完全に特殊的で独自のであるのに対して、理性的なものは即自且つ対自的に普遍的なものであって、この独自のものは私見が自分をひとかどのものと勘違いして自惚れるからである」(S.484, 317節本文573頁)——。

そしてこれが「言論・出版の自由」が名指しで取りあげられる319節では、「その内容の無限な多種多様性における私見の偶然、極めて儂くつかの間の、極めて特殊的で、極めて偶然的なもの」(S.487, 319節注解577頁)が問題として取りあげられる。言論・出版の自由が拡大解釈されれば「行き過ぎた逸脱(Ausschweifungen)」(S.486, 319節本文576頁)が生じたりして、たとえば他者に対する名誉毀損などのような権利「侵害」が生じることにもなる。これに対して「個人の名誉に対する毀損一般や、政府や役所や管理や、さらに君主の人格に対する誹謗中傷と侮辱など、また法律に対する嘲弄と騒乱への挑発その他、非常に多様な段階の差を伴いつつ犯罪であり違反である」(S.488, 319節注解578頁)と記して、こうした犯罪に対しては福祉行政が取り締まることを明記している。そしてそれだけでなく福祉行政によるこの取り締まりもまた偶然性を避けられないとして、こうした取り締まりにおいても「見解の主観性ならびに偶然性等々が必然性をなすのは、違反のこの主観的基盤そのもの」(S.488, 319節注解578頁)による相互規定の帰結と分析している。これは逸脱に対する福祉行政の側による取り締まりもまた偶然性を帯びるということを明確に指摘しているのであって、やはりヘーゲルはいたずらに偶然性を相互性の社会哲学の考察から排除捨象しているわけではない。

ただその例外とも言えるのが「君主権」であった。君主権においては偶然性がその社会哲学的考察から排除捨象される特異点とも言えるような傾向がうかがえる。それは「立法権」の最終節にして「国内体制」の最終節でもある320節にも現れている。——「主体性は、そこにおいて自分の偶然性を通用させようと願望すると共に同様に破壊的でもある私見や屁理屈(Meinen und Rasonieren)を既存の国家生活を解体させるものとして自分の最も外的な現象をもつが、それが自分の真の現実性をもつのは、それとは反対、つまり実体的な意志と同一のものとしての主観性においてである。そしてこの主観性は、君主権力の概念(Begriff der fürstlichen Gewalt)をなしているとともに、全体の観念性(Idealität des Ganzen)としてはこれまでのところその正権利と現存在(ihrem Rechte und Dasein)をまだ獲得していない」(S.489f, 320節本文579頁)——。

こうして近代的主体性の偶然性にせよ、決定の偶然性にせよ、君主権の概念だけは免れることになっていたのだが、「その正権利と現存在を獲得する」のは、後続の「Ⅱ 対外主権」以降ということになっているのである。

4.おわりに—公共性の偶然性と公共性の推論—

ヘーゲル国家哲学における立法権をめぐる議論において、議会の使命は公民の公共的意識を立法権へと結晶化するはずのものであった。しかし本研究によって確認されたように代議士による議会におけるそれは欠陥だらけで、根拠が提示されることなしに国家官僚の洞察だけでも十分であるという、根拠なき官僚機構優位の思想を展開していた。「公共の福祉と理性的自由の保証」についても、議会よりも「君主主権、王位の世襲、裁判制度など」の諸制度の方がより優秀と、根拠の提示もなく直接無媒介に結論づけていた。官僚養成の使命を担っていたベルリン大学において、このような議会軽視の法哲学教育が行われれば、官僚の使命感の強化とともに議会軽視の傲慢が助長されるという危惧が生じる。こうした議論の背景に登場する「総体性」の媒介の論理を詳細に検討すると、君主権の恣意的現象つまり偶然的意志としての現象を防止するというヘーゲルの議会の機能そのものが、体系的には一貫性を欠いた論理的矛盾を露呈することが明らかになった。

こうした議会軽視の統治機構論の国家哲学の背後にあると想定されるのが、実体的身分を基礎におく上院と私的身分に基礎をおく下院による身分に基礎づけられた二院制の分析であった。私的身分にも基礎づけられるところに、政治生活の基盤が恣意と私見がもつ偶然性を免れないという議会審議の偶然性が取り上げられていた。この偶然性の問題を解決するロジックもやはり「総体性」の論理学であった。すなわち自然的人倫性を君主と共有するとされる農業身分が、その実体的身分の自然的規定性が議会審議における恣意と私見との偶然性の歯止めとなって、「総体性」の論理学における「媒辞」の役割を担うという論理が展開されていた。このように、ヘーゲルにおいて公共的生活における偶然性の処理という文脈において、論理的解決が目指されていたところに特徴が確認された。

そしてこうした公共的生活における偶然性の問題を処理するという研究視点から議論をたどるとき、「偶然性や変動や恣意がその権利を発揮する」商工業身分を土台とする下院論において地方自治体や職業団体ごとに分節化して代議士を選出するという中間団体の特殊性を媒辞として、個別的個人と普遍的公共性との推理的連結をヘーゲルが構想していたということが理解できることになる。ここに上記のバークらの不安と危惧を共有しつつ²⁰、二院制において個別的利害を吸い上げつつ特殊的媒辞を通じた普遍的公共性への「総体性」の論理を通じた推理的連結、いわば公共性の推論を当時の現実の時代状況の中で「時代の子」として哲学を構想したヘーゲルの哲学的苦心の跡を理解することができるようになる。同様のことは貨幣納税の普遍性を承認したヘーゲルの論理においても確認された。

同様に「選挙という偶然性」についても、現代的な可謬的民主主義の時間軸の中での偶然性の処理ではなく、身分という中間項的な枠組みに特殊と普遍との媒辞の役割を果たさせることによって偶然性問題を扱っていた。「言論・出版の自由」の「逸脱」をめぐる「私見の偶然」の問題は、複数の先進民主主義国でたとえば今も君主の家族や親族をめぐる報道でも未解決の課題として論じられている今日的課題である。また議会における「その場の気分や瞬間的な刹那的雰囲気」の偶然性や多数決が引き受けがちな偶然性」等についてヘーゲルの批判的分析を見ると、偶然性に左

右されやすい今日の大衆民主主義への先駆的批判が見られるとともに、君主の決定の偶然性については一貫性が見られないということも確認された。このように統治権や立法権や公共性における偶然性の問題は、今もなお決して現実を離れた抽象的な些末な問題ではないが、ヘーゲルの国家哲学における公共的推論における偶然性をめぐる例外的特異点の問題は、現代においてなお解決されていない国家のアポリアに掉さしているからこそ、主権をめぐるアポリアのパトロジーを示唆している。

(註)

¹ 拙稿「偶然と体系—偶然性をめぐるヘーゲル法哲学の体系的崩壊と現代のシンギュラリティ」『法政哲学』17号、法政哲学会、2021年3月、p.51—p.62.

² 拙稿「市民的利益の調整と統治権の偶然性—ヘーゲル法哲学における官職をめぐる偶然性とアルノルト事件—」『子ども育成学部紀要』第13巻第1号、富山国際大学、2021年10月、p.1—p.14.

³ ヘーゲル全集からの引用や参照箇所への提示は、本文中の括弧内に略号をもって示す。略号の後の数字は、引用または参照箇所の巻数と頁数を表す。また、〔 〕は引用者による補いであり、特記しない限り引用箇所の傍点は引用者による。

W = G. W. F. Hegel, *Werke in zwanzig Bänden*. Theorie-Werkausgabe. Suhrkamp (Frankfurt a. M), 1971.

GW = G. W. F. Hegel, *Hegel Gesammelte Werke*. Felix Meiner (Hamburg), 1968.

なお、ヘーゲル『法哲学綱要』からの引用については、本文中の括弧内に W7 の頁数のあと、藤野渉・赤沢正敏訳『法の哲学』(中央公論社、世界の名著 44、1978年)の頁数を記した。なお本稿における邦訳においては、ヘーゲルの著書に限らず、邦訳書を参考にしたが、原文対照の上で必要に応じて訳し直した箇所もある。なお〔 〕内は、筆者による補いである。

⁴ むしろ無媒介直接的に偶然性を断定するという点において、ピストルから鉄砲玉が飛び出すように直接無媒介に断定するという点をヘーゲル『精神現象学』序文が批判したシェリング哲学の断定の仕方に似ている。その意味において、ヘーゲル『法哲学綱要』は、「国家論」においてそれまでの偶然性に関する首尾一貫して包括的考察を放棄して、シェリング化しているとも言えるかもしれない。Cf. W3, S.31.

⁵ T.W.Adorno, *Negative Dialektik*, Suhrkamp-Taschenbuch Wissenschaft ; 113, 1982 (←1966) , S.47, S.141. T.W.アドルノ『否定弁証法』木田元他訳、作品社、1996年、49頁、168頁。拙稿「ディルタイ『精神科学序説 I』の今日的付置情況—ディルタイからアドルノとジジエクへの「連関」—」『法政哲学』4号、法政哲学会、2008年、60頁。

⁶ 前掲拙稿「偶然と体系—偶然性をめぐるヘーゲル法哲学の体系的崩壊と現代のシンギュラリティ—」『法政哲学』法政哲学会 17号、2021年3月。

⁷ もちろん公共性の構造転換をめぐって、公と私との関係を逆転させる価値規範がありうるとすれば別である。こうした新たな価値規範の構想については、山脇直司『経済倫理学のすすめ』丸善 2002年、『公共哲学とは何か』筑摩書房 2004年、参照。確かに市民生活において偶然性が機能する圏域における特殊的福祉の実現を基軸とするヘーゲルの公共哲学においては、そのような逆転の構造転換の萌芽の可能性は見られるにしても、しかし公と私との間の概念連関においてはギリシア以来の伝統的な概念枠組みをヘーゲルは踏襲しているために、ここの文脈での統治権と立法権、あるいは官僚と代議員との間における公共性の布置は、ヘーゲルにおいては一方的なものになっているといわざるを得ない。これもまた突き詰めれば、主権概念を君主権に収斂させるというヘーゲル独特の君主権の「総体性の三契機」における偶然性を捨象した論理の帰結と見られる。そして、この公と私との間の関連づけの回路を、ヘーゲルは以下のような議会構成によって構想しようとしている。

⁸ W3, S.431-441. E.バークの「ばらばらな群衆は政府の行動を統制することができない」との思想との共通点と相違については、J.F.シュテール「バーク、ヘーゲルとフランス革命」、Z.A.ペルチンスキー編『ヘーゲルの政治哲学』藤原保信他訳、お茶の水書房、新装版、1989年、所収、112頁以降、参照。なおシュテールは、「バークと違って、ヘーゲルはフランス革命の後では、国家はもはや少数の特権階級の知恵だけに依拠しては存在することができず、その存立はいまや普遍的平等という原理の上

に基盤を置いていることをはっきりと認めたのである」(同、116頁)というようにヘーゲルが平等主義を肯定したかのような印象を与える記述をしているが、本研究は、ヘーゲルは平等性パラダイムを肯定しておらず偶然性パラダイムに立つことに注目する。

またバークが『フランス革命の省察』の中で「かれらはつねに個別的なものへと解体していく。団体の性質をもつものはどんなものも、かれらの間では、ほとんど実行しえない」と分析していることについては、J.G.A.ポーコック『徳・商業・歴史』田中秀夫訳、みすず書房、1993年、389頁、参照。⁹ヘーゲル法哲学における総体性の論理学については、拙稿「自己意識の個別性と偶然性—ヘーゲル法哲学における意志の自由と個別的自己意識—」、「国際教養学部紀要」富山国際大学第1号、2005、p.149-p.156、同「法・道徳・人倫の原理と偶然的決定—個別的自己意識を通じた内容の獲得—」、「国際教養学部紀要」富山国際大学第2号、2006、p.39-p.50。また、前掲拙稿「偶然と体系—偶然性をめぐるヘーゲル法哲学の体系的崩壊と現代のシンギュラリティー」『法政哲学』法政哲学会17号、2021年。

¹⁰ 前掲拙稿「偶然と体系—偶然性をめぐるヘーゲル法哲学の体系的崩壊と現代のシンギュラリティー」『法政哲学』17号、就中「3. 王位の自然的世襲制の偶然性」。

¹¹ J.F.シュテールは、次のように述べている。『法の哲学』のなかで、かれ〔ヘーゲル〕は貴族には言及さしなかつたし、地主階級についてもはっきりとは論じていない。このことから、ヘーゲルにとって長子相続制と相続財産に依拠する地主階級は理性的な制度の確立とともに次第に消滅していく歴史的遺物であったように思われる」(J.F.シュテール「バーク、ヘーゲルとフランス革命」、Z.A.ペルチンスキー編『ヘーゲルの政治哲学』藤原保信他訳、お茶の水書房、新装版、1989年、所収、128頁)。本研究によれば、このシュテールのヘーゲル法哲学理解は、ヘーゲル哲学を進歩的に解釈しようとするあまり、テキストから外れていると言つて過言ではないほど誤解の余地が大きい。これほど解釈に差が生じるのは、シュテールが20世紀に普及した平等性原理に無意識に規定されているのに対して、本研究は偶然性という研究視点に自覚的に立っているという違いによるものと思われる。

¹² このような議会構成の背景に、次のような多様な分権から集権へと向かおうとする以前の歴史的経緯があったということも重要である。「そもそも絶対君主制は、常に大幅に法に拘束されていたため、中央レベルより下の既存のさまざまな権力や秩序を、ある種の革命的な行為によって原理的に攻撃したり、ましてや廃絶したりするようなことは決してなく、むしろこのような地獄的ないし局地的諸権力の上に徐々に自分自身の制度をかぶせ、それらの権力が空洞化したあと、その空隙を実際の働きで埋めていこうと努めたのである」(ゲルハルト・エーストライヒ「IXヨーロッパ絶対主義の構造に関する諸問題」、F・ハルトウング、R. フィーアハウス他『伝統社会と近代国家』成瀬治編訳、岩波書店、1982年、244頁)。

¹³ この問題が『マキャヴェリアン・モーメント』以降「シヴィック・ヒューマニズム」の公共哲学的コンテクストがフランス革命の頃からどのような質的变化を迎えるようになったのかという問題は、ヘーゲル以降200年近く経過してようやくポーコックらによって発見されるようになった。前掲J.G.A.ポーコック『徳・商業・歴史』田中秀夫訳、みすず書房、1993年、参照。しかし、これらを見る限り、この政治哲学の新しい潮流は、やはり哲学が細分化されたフランス革命等の市民革命の政治哲学の問題圏においてしかとらえられず、ヘーゲルにおいてはこの問題を第三部「人倫」第三章「国家」における政治哲学の問題圏のみならず、それに先駆けて同第二章「市民社会」においてA.スミスを採用して産業革命の経済哲学の問題圏における福祉実現の偶然性の問題における哲学的分析の延長線上においてのみならず、同第一章「家族」における福祉実現の偶然性を通じてさらに第一部「抽象法」や第二部「道徳」における福祉実現の偶然性との哲学的連関性において哲学的な一貫性をもつものと捉えていたという点において、現代の細分化した政治哲学のフロンティアよりも遥かに広い視野角をもっているといえる。この点においては、なおH.アレントにおいてもポーコックと同様である。¹⁴ ここでヘーゲルの「空虚ではない充実した具体的普遍性」という概念を剔抉したが、現代においてはポスト・マルクス主義等の文脈においてヘーゲル哲学とフロイト精神分析学とを接合するという大きな学的実践的関心から、空虚な具体的普遍という概念をヘーゲル哲学から剔抉して21世紀の性的マイノリティー解放ならびに人類解放の理論を構築する展開が見られることも注目されるが、この問題の理解は別稿を要する。Cf. Judith Butler, Ernesto Laclau and Slavoj Žižek, *Contingency, hegemony, universality: contemporary dialogues on the left* / Phronesis 2000, London: Verso. このマイノリティーをはじめとする権利の充実をめぐる21世紀のフロンティアにおいてなお、「経験的普遍性という極の抽象的立場」(S.474, 304節本文563頁)と充実した「具体的普遍」(S.474, 303節注解562頁)との節合というヘーゲルが開発したプラットフォームの上で、その21世紀の哲学的イノベーションが企

図され議論されていることは、驚嘆と注目に値する。そのプラットフォームが開拓した創造性が未だ衰えていないことの兆し(症候)なのかもしれない(本稿「3.1. 政治生活の偶然性と上院の自然規定性による対応」参照)。開発者において中間団体が「クッションの綴じ目」(ラカン)であったものが19世紀以降の歴史の中で解れてしまった以上、「恣意と私見との偶然的なもの」を逆にいかに生かすかが現代のフロンティアになったというのが理論史的経緯と思われる。現代のフロンティアの生成史的理解に資する視角を提供する知的プラットフォームと言うこともできるかもしれない。

¹⁵ しかしにも拘らず、しかし同時にそれゆえにこそ、アメリカ革命においてヘーゲルが知ることも構想することもできなかった活動的に構成された市民社会が希少な非歴史的機会の中で形成された哲学的な人間的条件を描き出したのが、H.アレント『革命について』志水速雄訳、筑摩書房、1995年、である。

¹⁶ それゆえに、この哲学的空隙をアレントが埋めえたのはヘーゲル法哲学から150年ほどを経過した1963年の前掲『革命について』を待たなければならなかった。

¹⁷ 本稿2節でも触れた「経験的普遍性としての公共的意識(öffentliche Bewußtsein)をそこで実存にもたらす(zur Existenz komme)こと」(S.469, 301節本文557頁)というヘーゲル自身の記述にこそ、このようなヘーゲルの短期的という以上に無時間論的な静学的政治力学的な性急な機械論的解決の限界を解決する糸口が、むしろ内在的に示唆されているのかもしれない。すなわち本稿2節や3節でも取り上げた「有機的」な「総体性」の論理という「最も重要な論理学的洞察」(S.472, 302節注解560頁)に反して、ヘーゲルはここで機械論的力学的処理で済ませているとも言える。反面で『精神現象学』の「意識の経験の学」に遡って、精神現象の時間の中で有限な意識の「経験的普遍性としての公共的意識」に再度立ち返って根源性を再発見するという再根源化の選択肢も考えられる。いわばこれは、法哲学の「論理学的精神(logischen Geiste)」(S.13,序文154頁)への遡及というよりも、さらに精神現象学的精神またはその「意識の経験の学」への再遡及という選択肢ということもできる。この哲学的可能性の詳細については、ヘーゲル哲学の偶然性をめぐる体系的破綻の未解明の哲学的可能性として別稿を要する。『法哲学綱要』「序文」の「灰色」に内在する「薔薇(die Rose)」(S.26,序文172頁)こそは、その体系的シンギュラリティ(特異点)に相応しい。キリストが十字架の刑に処せられた「ゴルゴタの丘」に到る意識の途を内在的に看取ることが、『精神現象学』でもあったように。

¹⁸ ヘーゲル『ヘーゲル政治論文集(下)』上妻精訳、岩波文庫、32頁以降。これについてペルチンスキーは次のように指摘している。「ヘーゲルはナポレオン後のフランスを個人主義の温床としてみており、それはこの点においては彼の母国にも広がっていた。一八三〇年七月フランス革命が起り別の革命が議会改革法案をめぐって、イギリスを脅かしつつあるように思えた時までに、ヘーゲルは「フランス的抽象」と「原子論的原理」は、国家権力の安定と強さを掘り崩し、共同体そのものの結合力の脅威たる戦闘的なブルジョワ・イデオロギーになっているという確信を抱くにいたっていた」(ペルチンスキー「ヘーゲルの国家概念」、Z.A.ペルチンスキー編『ヘーゲルの政治哲学』藤原保信他訳、お茶の水書房、新装版、1989年、38頁)。

¹⁹ 「やはり国家におけるあのような教養形成の未熟な諸形態においてもまた、ある個体的頂点が、それらに属する君主制におけるように自分だけで手近に現存するし、あるいは諸貴族制やとりわけ諸民主制におけるように、経世家や将帥として、時勢の〈偶然性〉と特殊な欲求にしたがって身を起すに違いない。というのも、すべての行為と現実性は、一人の総統的指導者(Anführer)の決定的な統一性において、その端緒と完遂を遂げるからである。しかし、決断のそうした主体性は、諸権力の堅いままに留まっている合一の中に閉ざされているならば、一方でその成立と発生から〈偶然〉的にならざるを得ず、また他方で一般に従属的にならざるを得ない。それゆえ、そのように彼方から制約された頂点として、まじり気のない純粋な決断は、外から規定する運命(Fatum)以外のなものでもなかったのである。決断は理念の契機として、現実存在せざるを得なかったし、しかし人間の自由の外側に根ざしており、国家が従事するこの自由の円域の外に根ざしている」(S.448, 279節注解534頁)。これはまるで20世紀中葉におけるフランクフルト学派、特にアドルノの『否定弁証法』あたりからの引用であるかのような錯覚すら起こしそうになるほどであるが、まぎれもなくそれに1世紀以上先立つヘーゲル『法哲学綱要』からの引用である。こうした運命を担うリーダー的総統(Führer)による政治的決定に危機における民主制の運命を委ねるという社会構想は、ヘーゲル法哲学から100年後の20世紀においてカール・シュミットの法哲学が展開することになる。しかし、シュミットの百年前のこのヘーゲルの先駆的考察は未熟な民主主義における〈偶然性〉への批判的考察であり、「外から規定してくる運命」に対しては後に再登場して再考察されるように明らかに主観的自由の原理の観点から批判的な趣旨が込められているのである。ヘーゲル法哲学の序文で示された「自由な思考」というヘー

ゲルの立場からは、こうした「外から規定してくる運命」というのは基本的に承認されないものである。こうしたヘーゲルの〈民主制の偶然性〉への考察が十分に注目されて検討されていれば、1930年代のドイツなど欧州政治思想史はまた異なった展望を持ち得たかもしれない。歴史に関する実証主義的立場においては「たら・れば」の仮定の議論をすることは無意味かもしれないが、理論的可能性の検討においてはこうした過程的仮定の想定議論は無意味ではないし、こうした仮定に関するシュミレーションをすることは政治哲学にとっては不可避であり、かつ結果に対する(政治)責任を構成するための要件ですらある。なお付言すれば、このような君主制下はもちろん貴族制ならびに民主制下における政治的リーダーならびにその権力の偶然性の問題については、21世紀の今日においてなおカント学派の政治哲学ならびにアリストテレス学派等々の政治哲学の潮流においても取り組み得た政治哲学的先行的研究事例を聴かない。君主主権の偶然性を、体系の彼方(jenseits)からの特異点として体系の彼方へと例外的に(つまり外在的に、つまり体系内在的ではなく)ヘーゲルが啓蒙専制君主フリードリヒ大王に定位して追放した体系の特異点は、20世紀におけるこのような体系的にして体系外的な反転する特異点を体系内在的にシュミレーションする思弁的特異点だったのである。模擬計算的シュミレーションとは「たら・れば」の数量的仮定計算であり、それはヘーゲルが19世紀において復興しようとした思弁のライプニッツ的変換の今日的形態である。

なお、こうした運命を担うリーダー的指導者たる総統(Führer)による政治的決定にワイマール共和国の民主制の運命を委ねることになるという思弁的シュミレーションは、ヘーゲルとアドルノの間において1919年のミュンヘン大学講演における最晩年のM.ウーバーの『職業としての学問』の末尾において既に警告されていたが、多く(Menge)はこの思想的文脈を見落としていた。今日におけるビッグデータによる模擬計算の意味を理解するために残された思弁の使命を、この歴史から読みとることも可能である。

²⁰ 本稿「3.1. 政治生活の偶然性と上院の自然規定性による対応」、ならびにその脚注8。

※本稿は、令和3年度公益財団法人富山第一銀行奨学財団研究助成による研究成果の一部である。